# マルクスの個人的所有概念の意味

### 松善雄

小

日にいたるまでなお確定されていない点にあるといえる。そして確定しえていないところから、往々にして、マルク 個人的所有(individuelles Eigentum, individual property)という概念をいかに考えていたかという基本問題が今 スは、この概念がどのような内容のものであるかを語ってこなかったかにいわれることがあるが、そうであろうか。 九巻第三号)でみたところからすると、なお論争を未決着といわざるをえない最大の理論的難点は、元来、マルクスが これまでの論争でまったく言及されず、したがって考察されてもこなかったが、マルクスは、一般的にいって私的 《個人的所有の再建》 **論争において「個人的所有=社会的所有」説が活発に展開されたにもかかわらず、前号(第三** 

はじめに

相対的剰余価

値」の「追補」(MEGA, II 3.6, "Manuskript 1861-1863", Teil 3, 3 Der relative Mehrwert, Heft xx [zusatz]

マルクスの個人的所有概念の意味

所有と区別される個人的所有の概念がいかなるものであったかについては、すでに『経済学批判草稿』(一八六一-

六三年草稿)において明確に論述している。すなわち旧『剩余価値学説史』=ノート第一○分冊「3

立教経済学研究第三九巻四号(一九八六年)

ギリスやフランスやイタリアの経済学の『哲学者』」(国民文庫⑵、二七六ページ) という位置づけを与えているが、そ(2) 典的表現であり、 する、いわゆる所有権源論に関して、 の「封建社会と対立するブルジョア社会の権利観念の古典的表現」は、また近代社会主義・共産主義の所有論の思想 のであるから、 れる個人的所有をおいていると評価している点に、マルクスの個人的所有論が表明されているといえる。 "労働一般に関する学説」をとりあげているが、そこにおいてロックの所有論=-「労働が所有の真の権源である」と ルクスは、 それだけいっそう重要である」(全集第二六巻1、四六四ページ)といい、『資本論』においても、 『剩余価値学説史』、全集版第二六巻Ⅰ、四六〇—四六四ページ)に お い て マルクスは、 ロックに対して、この結びで「ロックの見解は、 しかも彼の哲学は、その後のイギリス経済学全体にとってそのすべての考えの基礎として役立った ロックは「私的所有、私的所有の権利の自然法的基礎」に、私的所有と区別さ 封建社会と対立するブルジョア社会の権利観念の古 ジョ ン・ロックの

は、主として、 説は、社会主義の主要な武器にされる運命にあった。もっともロック自身は、それを反対の意味に使用し、 の合法性と正当性を証明しようとしたのである」(大島清訳、岩波文庫〇、一一七一一八ページ)とのべている。 たとえば、M・ベーアは『イギリス社会主義史』において「労働が財貨の権源であり、価値の源流であるという学 ま少しその影響をみておくと、一七六○年から一八二○年にいたる時代、反資本主義批評家たちの「共通の基礎 ロックの 『国家論』(On Civil Goverment)のうちに見いだした自然法にあった。この小論文はかれ 私有財産

熱烈な精神を附与されてフランスからイギリスへ逆輸入されてから、そうなった」ので あっ

たが、

ロックの

『市民

らの聖書になった。ことにこの自然法説が、アメリカ革命の成功によって神聖なものとされ、ルソー(Rousseau)の

的

・理論的源流となったものでもある。

るべきである。口地代、利潤、利子という形での、労働の生産物からの控除はすべて、自然法に対する違反である。 財産すなわち富に対する唯一の権原である。闫自然——人間もふくめて——は、固有の、神聖なる、合理的な法則に 政府論』 よって支配される。/ここからまたつぎの結論がうまれる。/臼私有財産は不自然的であり、有害であり、廃止され から、社会主義・共産主義は「日共有財産は自然的である。したがって公正であり、正当である。 口労働は

八七、一八八ページ)という論理的結論をひき出したとされる。 曰すべての改革は、自然法の復活を目指すか、あるいはそれに合致することを目的としなければならない」(同上、一

であろうか それではマルクスのロックの所有論―所有起源論として展開されている所有権源論の評価はいかなるものであった

えたのはいかにしてかという問題意識と重ね合わせて、ややくわしく検討してみよう。 ブルジョア社会の経済哲学としてのロックの所有論が同時にまた、近代社会主義・共産主義の所有論の源流となり

クスはロックをいかにとらえたか

マル

幣価値引上げとの諸結果に関する若干の考察」) なわれていることの解明におかれている。そのため、ロックの『市民政府論』と『利子・貨幣論』(「利子引下げと貨 ついての論述は、マルクスの個人的所有についての論及のうちで、その概念内容をうかがい知るに足るだけのまとま の権源とその正当化の導出論が、所有一般の権源論と個人的所有の私的所有への転化論という論理構成をとっておこ さてマルクスの、ロックの所有権源論への視角は、ロックにあっての私的所有一般、ひいては資本主義的私的所有 とが一体のものとして扱われているが、このロックの所有権源論に

四三

ルクスの個人的所有概念の意味

四四四

った論述がなされている、最重要な参照箇所であると考えられるので、

立教経済学研究第三九巻四号(一九八六年)

権について」の原文抜粋とそれへのコメントを引用しておこう。 マルクスによる『市民政府論』第五章「所有

そうすると、剰余価値は他人の労働、剰余労働、にほかならないのであって、土地と資本――労働の諸条件――が、 は、彼においては、剰余価値はこれらの〔利子および地代という〕規定された形態でのみ現われるからであるが―― よりも大量の労働諸条件を所有することは、ロックによれば、一つの政治的作為であり、それは私的所有、八私的所 この労働の取得をその所有者に可能にさせるのである。そして、一個人(person)がみずから彼の労働に利用しうる - 労働一般に関するロックの学説を、利子と地代との源泉に関する彼の学説といっしょにしてみると――というの

富の唯一の源泉である。神(自然)は「人類にたいし、無償で与えるか、または、労働とひきかえに売るか、そのど ちらかである」(『リヴァイアサン』岩波文庫、水田洋訳口、一四五ページ))。 しかしホッブズの場合には、君主が、その意 のままに土地の所有権を分配するのである。} {ホッブズにおいても、すぐに消費できる状態において存在する自然のたまものを別にすれば、労働は、すべての

有の権利>の自然法的基礎と矛盾するものである。

[ロックの]それに関連のある箇所は次のとおりである。

身の一身(person)については所有権(property)をもっている。この所有権にたいしては、彼以外のだれも、なんら 意しそのままにしておいた状態から彼が取り出してくるものはどんなものでも、彼が、それに自分の 労 働 を 混合さ の権利を有しない。彼の身体の労働と彼の手の働きは、当然に彼のものであると言ってよい。したがって、自然が用 『たとえ土地とすべての下級の被造物は万人の共有のものであっても (be common to all men)、だれでも自分自

perty)とするのである』(『政府について』、第二部五章、『著作集』、第七版、一七六八年、第二巻、二二九ページ 〔岩波文庫、 せ、また、自分のものであるなにかをそれに結合させたのであって、こうした仕方で、彼はそれを自分の所有(pro-

鵜飼信成訳『市民政府論』、三二/三三ページ〕)。 『彼の労働が、自然の手――そこでは、それは共有であり、また、自然のあらゆる子供たちに平等 に 属 し ていた

二三〇ページ。〔鵜飼訳、三五ページ〕)。 から、それを取りだしたのであり、これによって、それを自分の占有物とした(appropriated) のである』(同前、

これを越えるものは、自分の分けまえ(share)以上のものであって、他人のものなのである』(同前。 『こうした方法でわれわれに所有権を与えるその同じ自然法が、この所有権をもまた拘束する。……だれでも、腐

七ページ〕)。『土地を開墾しあるいは耕すことと、それを支配(dominion)することとは、結合していることがわか る。前者が後者にたいする権原(title)を与えたのである』(同前、二三一ページ。〔鵜飼訳、四○ページ〕)。『自然は、人間、 は自分の労働によって、それだけの土地を、共有地からいわば囲い込むのである。』(同前、二三〇ページ。 け、改良し、栽培し、そうしてその生産物を利用しうるだけの土地は、その範囲だけのものは、彼の所有である。彼 らないうちに利用して生活に役立てうるものについては、自分の労働によってそれに所有権を確立しうる。けれども 『しかし、所有の主な対象は、いまでは、土地の果実などではなく、土地そのものである。……人が耕し、 〔鵜飼訳、三六ペ 〔鵜飼訳、三

有することはできないであろうし、かれの享受においても、その小部分しか消費しえないであろう。したがって、ど マルクスの個人的所有概念の意味 四五

の労働の範囲と生活の便宜とによって、適切に所有の限度を設けた。いかなる人の労働も、すべてのものを開墾し占い、

立教経済学研究第三九巻四号(一九八六年)

て、同様の限度は、世界が人で満ちあふれたように見える今日でも、依然としてだれをも侵害することなしに適用さて、同様の限度は、世界が人で満ちあふれたように見える今日でも、依然としてだれをも侵害することなしに適用さ れうる』(二三一/二三二ページ。〔鵜飼訳、四〇/四一ページ〕)。 穏当な割合に、すなわち、だれにも危害を加えることなしに、各人が占有しうる程度に、限定されていた。……そし えなかったのである。……こうした限度によって、世界の最初の時代には、各人の財産(possession)は、きわめて んな人も、他人の権利を侵害したり、あるいは隣人を犠牲にして自分に所有権を獲得するというようなことは、 あり

同所有(comomon property)するにもかかわらず、個人的労働(individuelle Arbeit)によって個人的所有(indi-明しようとしているのは、所有が労働以外のやり方によっても獲得されうるという反対のことではなくて、自然を共 価値をつくりだすことを基礎としているのである}。 使用価値のうち、 労働に解消されえない残りのものは、自然の 働として理解され、量として理解されてはいない。しかし、労働による交換価値の度量は、実際には、労働者が使用 たまものであり、それゆえ、それ自体は共同的所有 (gemeinschofliches Eigentum) である。それゆえ、 労働は諸物にほとんどそれらの全価値を与える{この場合、価値=使用価値のことであり、そして労働は具体的労 ロックが証

viduelles Eigentum) がどのように (wie) つくりだされうるか、ということなのである。 

……一○○分の九九はまったく労働の結果に帰せられるべきである』(二三四ページ。〔鵜飼訳、四六ページ〕)。『したがっ

動、または労働の所有者(proprietor) であることによって、なおかつ自分自身のうちに所有権の大きな基礎をもって 事物は共有のものとして与えられていても、人間は、自分自身の主人であり、また、自分自身の一身およびその活 て、土地にその価値の最大の部分を与えるものは労働である」(二三五ページ。〔鵜飼訳、四八ページ〕)。『たとえ自然の

いたのである』(二三五ページ。[鵜飼訳、四九ページ])。

分の利用しうる以上の諸物を貯えないということである。後者の制限は、滅失しやすい生産物を貨幣と交換すること (その他の交換は別として)によって拡大される。 〔所有の〕一方の制限は個人的労働 (persönlichen Arbeit)の限界であり、他方の制限は、人が自

腐朽することなしに保存しえ、また人々が相互の合意によって、ほんとうに役立つものでありながら滅失しやすい生 諸物がそこで無用に滅失したか否かということのうちにある。こうして、貨幣が使用されるようになった。それは、 という限度は依然として残っている。 活用品と交換に受け取るはずの、なにか永久性のあるものであった』(二三六ページ。〔鵜飼訳、五二ページ〕)。 うかということは こうして個人的所有(individuellen Eigentums)の不平等が生ずるが、しかし、個人的労働 (persönlichen Arbeit) 『彼は、これらの耐久性のある諸物を、その欲するだけ貯えることができる。彼の正当な所有の限界を越えたかど {彼の個人的労働の限界を別とすれば}その占有の大きさのうちにあることではなく、なんらかの

することによってであった』(二三七ページ。[鵜飼訳、五四ページ])。 もなしに、実行されるようになったのは、ただ人々が金・銀にある価値を与え、かつ暗黙のうちに貨幣の使用に同意 『私有財産 (private possessions) を不平等にするこうした諸物の配分が、社会の限界の外部で、またなんの協約

ているということである」(全集第二六巻I、四六〇一四六三ページ。但し、訳文はMEGA原文によって改め、修訂〔=< [……]忘れてはならないことは、彼によれば、自然法が個人的労働(persönliche Arbeit)を所有の限界にさせ

内〕してある。傍点-原文はイタリックーの強調はマルクス)

マルクスの個人的所有概念の意味

における、貨幣の導入以前の第一段階に集中しているが、一部、ロックが「貨幣使用の同意」理論をもっていわゆる 「個人的所有」ととらえ、その核心的内容とみたものを抽出している。その範囲は、主としてロックの自然状態論 ル クスは、 みられるようにロックが私的所有の「自然法的基礎」(naturrechtlichen Basis) として想定した所

「自然法的制限」を解除してゆく自然状態論の第二段階に及んでいる。

明におかれている。 かわらず、個人的所有が個人的労働によっていかにつくりだされうるかというロックにおける個人的所有の根拠の証 Eigentum) と呼んで、 ていることを指摘し、 有および私的所有と、それらの「自然法的基礎」をなす所有とでは原理的な対立、矛盾があるということが気付か =人類の自然法の支配する状態のもとで想定されていた所有、いわゆる自然的所有を「個人的所有」 (individuelles っていない所有諸形態に関して、所有性質・属性の相違にもとづいて、私的所有と区別してそれの「自然法的基礎」 すなわちロックの所有論・所有権源論のうちには、他人の労働=剰余労働の取得を可能にさせる資本主義的私的 ロック自身、実質的に性質の異なる所有をとり扱っていながら、範疇的にその区別を おこ な 区別している。そのさい、マルクスの問題関心の中心は、自然が共同所有されているにもか

眼目とされて、個人的所有概念が使用されていることに注意がはらわれてよいと考えられる。 従って論旨をすすめていることからくるものといってよく、そこでも らえていることは、一見、私的所有と個人的所有の区別の分界線がはっきりさせられていないように見えるが、しか し、この点は、ここでは、 マルクスが貨幣の導入以降、 ロックの便宜的・使用価値的必要性を根拠とする「貨幣使用の同意」論のコンテキストに 所有の不平等が生ずるにもかかわらず、そうした所有をも個人的所有とと 「個人的労働の制限」が崩壊していないことが

ち「協同体では自分たちの明確な領土の境界を定め、また自分たち自身の内部での法によってその社会に属する私人 幣使用」とともに、土地が乏しくなり、したがっていくらかの値が生ずるようになり、一つの「政治的作為」すなわ の所有権を規律し、このようにして労働と勤労が作り出した所有権を協約と同意とにより確定」(鵜飼訳、五〇ページ) 二段階において「貨幣の発明」=「貨幣使用の同意」の導入をもって「自然法的基礎」を解除してゆく。すなわち「貨 ックの論旨を辿って、 しかし、マルクスの以上の引用は、基本的には、ロックの自然的所有論にかかわるものである。そこでいま少しロ マルクスのロック所有論についての全体的主旨を追究しておくと、ロックは、自然状態論の第

貨幣使用の同意の導入以後は、さらにすすんでマルクスがロックの『利子・貨幣論』からの参照を求めている事態に 意もなしに、私の所有物となる」(同、三四ページ)という章句にみられるように、他人労働にもとづく生産物の所有 をも「私のものであった労働がそれに対する私の所有権(property)を確立(fix)した」(同)ものとされてい のみならず、もともとロックの労働にもとづく所有論のうちには「私の召使の刈った芝草は〔……〕 の譲渡も同

することになる。

行きつく

有用な、人間にとって価値あるものを生みだす。ところが、貨幣は不毛のものであり、 によって、土地と同じ性質を有するものとなるかを、見ることにしよう。というのは、土地は当然に、なにか新しい 「『次にわれわれは、 協約によって、ある人の労働の報酬であった利得を他の人のポケットに移すからである。こういうことの起こる どのようにしてそれ』(貨幣) 「は、 利息または利子と呼ばれる一定の年所得をもたらすこと なにも生みださないが、

原因は、貨幣の不平等な配分にある。この不平等は、土地にたいしても、貨幣にたいしても同じ効果をもつ。……と

マルクスの個人的所有概念の意味

Ó

同じである』(『ロック著作集』フォリオ版、一七四〇年、第二巻)。 ちょうど、 て私の貨幣は、取引において借り手の勤労により、とかく借り手にたいし六%以上を生みだす傾向があるが、 他の人はそれよりもわずかの土地しかもっていないということ)は、君の土地を求める借地人を生み だ いうのは、 そして、それと同じように貨幣の不平等な配分は、……私の貨幣を求める借り手を生みだすからである。 君の土地が、借地人の労働によって、とかく、彼の地代となる果実よりも多くを生みだす傾向があるのと 土地の不平等な配分(君が、耕作できるかまたは耕作しようとするものよりも多くの土地をもっていて、 すか それは こうし らであ

であった利得を他の人のポケットに移す』のである」(前掲全集第二六巻1、四六三―四六四ページ)。 とに関心をもっている。 この箇所においてロックは、 しかし、どちらも〔地代も高利も〕生産条件の不平等な配分を通じて『ある人の労働の報酬 一面では、 土地所有を論難して、その地代が高利とまったく異ならないことを示すこ

移す」こと=剰余価値の取得、資本主義的私的所有を正当化する論理としての二重の役割を果たすものとして構成さ 的批判の論理としての役割を果たしつつ、同時に首尾よく「ある人の労働の報酬であった利得を他の人のポケットに みだ」し、地代と利子をもたらす原因となるといわれ、 かくしてロックの所有論は、 その論理的帰結において「貨幣の不平等な配分」を通じて「貨幣を求める借り手を生 絶対主義の基盤=封建的土地所有と支柱=髙利資本への内在

説」で、次のようにのべられているのが参照されるべきであろう。 いしていかなる評価を与えていたであろうか。 では、 マ ルクスは、こうした所有論のロック的構成、 この点については、 とりわけ自然状態論に依拠した所有の権源論の理論構成にた さしず め『経済学批判要綱』 の「経済学批判序

れたのである

ったくその肩のうえに立っている一八世紀の予言者たち」の「自然主義」の立場を「一六世紀以来準備されて一八世 すなわちマルクスは、「個々の孤立した猟師や漁夫」を歴史の出発点におくところの「スミスやリカード がまだま

社会形態の解体の産物、 局限された人間集団の付属物にしていた自然的紐帯などから解放されて現われる」ところの個人、「一面では封建的 紀に成熟への巨歩を進めた『ブルジョア社会』を見越したもの」であり、「それ以前の歴史上の時代には彼を一定の 他面では一六世紀以来新しく発展した生産諸力の産物」である個人が登場したことにともな

うところの「想像物」(Einbildung)(『経済学批判』、杉本俊朗訳、国民文庫、二六六-二六九ページ)とみなしている。そこ

ですでにみたマルクスのロック評価からすれば、当然、そのもっとも代表的な予言者の一人としてロックとその

民政府論』 の )所有権源論が表象に想い浮べられていたであろう。

たということができる。しかも、(4) らびに資本主義的私的所有の起源、 とすれば、 マルクスは、 ロックの個々の孤立した個人を出発点とする「自然状態」の仮構にもとづく、 「六一―六三年草稿」執筆のこの時点は、すでに『要綱』のこの「序説」にひきつ 権源の導出とその「自然主義的」正当化を一個の「想像物」でしかないとみてい

る作業を一応終えていた時点であるだけに、その導出と正当化の論理がいかに荒唐無稽なものとみていたかはいうま 生産物がなぜ商品形態をとるのか、 商品特有の矛盾によっていかにして貨幣が必然性をもって生成するのかを解明 づき「資本主義的生産に先行する諸形態」において共同所有=共同体所有論を展開し、

『経済学批判』において労働

でもないであろう。 クスが何ら顧慮するにたりないものとみていたということになるであろうか。これに関しては、 だが、そのことは、ロックの自然的所有=労働、 個人的労働にもとづく所有論に関しても、 ロックの自然的所有

.人的所有」ととらえ返しているのはマルクスであり、

ロックの自然的所有論のうちに、資本主義的私的所有、

に照らすならば、マルクスはロックの自然的所有論の根拠づけに対しては、是認していたということができよう。 ひいては私的所有一般に対し、それを「政治的=人為的行為」とみる批判論理が潜在することをみてとっていること

個人的所有の範疇的区別をもって明確にし、その所以を解明しているとみることができると考えられるのである。 都大学『法学論叢』第七七巻第一号、五五ページ)といわれるローマ法的所有論とロック所有論との異質性を、私的所有と ローマ法のように、これを絶対的なものとは考えていないように思われる」(川中藤治「ジョン・ロックの財産観T」、 おいて、しばしば指摘されるロックの所有権源論の基本的特質の一つ、すなわち、ロックの自然権としての所有論に むしろよりいっそう一般的にいうならば、マルクスはロックの所有権源論の核心的内容についてのこのコメントに 所有者は彼の財産を思うままに使用、 「ローマ法理論によれば、 私有財産は単一の所有者による絶対的な権利とされ、他のすべての者に排他的で 収益、 処分し、絶滅しさえすることができる。ロックは所有権について 京

#### 個 人的所有の概念内容

-五つの性質=属性

では、マルクスは ロックの自然的所有をなぜ個人的所有と呼んだのであろうか。そのような所有のい かなる経済的

社会的性質=属性に着目して、個人的所有という用語を用いたのであろうか。換言すれば、マルクスが私的所有と

区別して個人的所有と呼ぶところの所有は、いかなる概念内容をもったものであろうか。

の関連で、これらの性質=属性が語られていると考えられるので、この点に留目しつつ整理をしてみるならば、 これに関してはマルクスが引用している箇所 ――とりわけ、 個人的所有がいかにつくりだされうるかという論点と

個人

的所有とは、以下のような性質=属性をもった所有であるといえよう。

源的統一が実現されている所有であることである。 nschaftliches Eigentum) と個人的所有との併存という、二つの異なる所有のいわば二重構造が前提されてい しかし、共同的所有に対立しない所有とされていること、そしてこうした二重構造のもとで労働者と労働諸条件の本 その第一は、 ロックの所有権源論は、土地に関していうと、土地=自然の共同的所有 (common property, cgemei

といった事態がなく他人の労働=剰余労働の取得を可能にする所有ではないことである。 の内在的な必然性が認められないこと、第三は、したがって資本主義においてのように労働力の商品化=賃金奴隷制(5) として理解され」ているといわれていることから知られるように、 マルクスがとくに注意しているように、 ロックのいう価値とは使用価値のことであり「労働は具体的労働 商品生産、 商品交換は存在せず、 したがって貨幣

までには生産物が蓄積されないという損傷制限の二つの基本的な分け前=持分権制限のもとで、 個人的労働の制限、 用では share 全集版ドイツ語訳では Anteil) に関しては、個人的労働が充用しうるだけのものが所有されるという わち労働の所有者であることによって、自分自身のうちに所有権の大きな基礎をもっている」ところの自由独立 根拠づけられていること、 さらに、第四は、その所有権源論が「人身の所有―労働の所有―物的所有」という古典的な三位一体構成をとって 換言すれば、 対象に「自分の労働を混合させ、自分のものであるなにかをそれに結合させ」ることによって取得 個人的労働にもとづく所有であること、第五には、所有の分け前=持分権 労働にもとづく所有であるという制限にくわえ、 いいかえると「人間は、自分自身の主人であり、また自分自身の一身およびその活動 物の有用性・使用価値の滅失が招来されるほど (ロックの原文からの引 一他人の権利を侵害 さ れ た所 な個 ずな

ルクスの個人的所有概念の意味

兀

て、所有権の絶対性、排他性に限度が設けられているということである。(6)(で) したり、隣人を犠牲にして獲得する」ことのない、つまり「だれをも侵害することがない」限度をもった所 とし

とも基軸的な性質=属性は何に求められるであろうか。また、これらの諸性質=諸属性相互の規定的関連はどうつか 以上は個人的所有の諸性質=諸属性を平面的に挙示したわけであるが、これら五つの諸性質=諸属性のうち、

まれるであろうか

生産物の取得にもとづく所有であるといえる。 その意味では、それは、労働にもとづく所有=「労働と所有の同一性」という、そのものとしては人類社会史を貫

軸的な特質=特性といえるのは、第四の性質=属性、つまり自主・平等・独立の個人の自己労働、

個人的労働による

まず第一に、他の性質=属性があってもそれを欠いてはその概念がなりたたないという点からいって、もっとも基

己労働、 串する一般的な所有原理にもとづくところの、それの一つの形態であり、それゆえ「労働と所有の同一性」にたつ自 仮構においてだけでなく、実体としてそれに内属するとみられるものである。 個人的労働による取得という実体に着目するなら、 個人的私的所有においても、「自然法的基礎」としての

に、個人的所有がそのものとして存在しえ、反面、共同的所有はまた、個人的所有が、第四、さらに第五の性質=属 所有が、第二の、 つぎに、諸性質=諸属性の相互関連についていえば、第一の、共同的所有を前提・基礎として、そしてその共同的 商品生産・商品交換、第三の、労働力の商品化と剰余価値の他人による取得を不可能とするがゆえ

制約、 性をそなえた所有であるがゆえに、 相互規定の関係がみいだされるということがいえよう。 共同的所有と対立、矛盾せず存立しうるという、共同的所有を基礎としての相互

性」、しかも個人的労働にもとづく所有かどうかという視点からとらえた生産物の所有にほかならないから、ここに のであって、いずれが所有対象を構成するかは、あくまで労働、個人的労働がいかなる形態でなされるかによるとい ありうる。したがって個人的所有の対象を一義的に生活手段か、生産手段かというふうに限局するわけにはいかない みられるように、その所有対象は生活手段としての「土地 の 果実」、あるいは生産手段としての「土地そのもの」で わなければならないのである。 さらに、個人的所有の対象について述べておくなら、本来、個人的所有概念は前述 の よ う に「労働と所有の同一

すると、両語は本質的に同じ意味のものとして用いられていることがわかるのであって、し た がって 個人的所有 の が画されているといわれているように、individuell と persönlich とが換位されるものとして用いられている点に徴 された個人的所有は不平等が生ずるが、にもかかわらず、それには個人的労働 (persönliche Arbeit) によって限度 「個人」とはまた、すぐれて「人格的個人」を意味しているといえる。(®)(®) (persönlich)とを同じ意味で用いていることである。すなわち個人的労働(individuell Arbeit)によってつくりだ なお、一言しておいてよいと思われるのは、マルクスは、個人 的 所 有 の「個人的」(individuell)を「人格的」

いう用語を用いているが、上記の用法からすると、この二つの用語は本質的に同じ意味のものとして用いられている またマルクスは、 『共産党宣言』以降、個人的所有の類語として、ときに人格的所有(persönlich Eigentum)と

と考えられる。

## マクファーソンの「所有的個人主義」論

で、 的個人主義の政治理論』 有的個人主義」(possessive Individualism)の「困難」を共有することにならないであろうか。 だが、個人的所有がこのような性質=属性をもつものとすれば、それはC·B·マクファーソンのいうところの「所 ロックはそうした所有的個人主義の完成者ととらえられている。 によれば、一七世紀個人主義はその「所有的性質」のうちに「中心的な困難」を含むもの すなわち主著

ク研究の動向」、未来社、三六三ページ)とされている。 ロック所有論についての「『輝やかしく、衝撃的な』 業績」(田中正司『増補・ジョン・ロック研究』「〔補論」 ジョン・ロ マクファーソンの自由民主主義政治理論、とりわけ、そのロック解釈は「ロックのマルクス主義的解釈」とされ、

義的解釈」として欠くところのないものといえるであろうかという疑問が生じる。そこで、少々、この点について検 をみちびき「資本主義社会にたいする一つの積極的な道徳的基礎」を提供したか、のマクファーソンの論証は鋭利で 媒介として解除し、 たしかにロックにおける「領有法則の転回」論ともいうべき中心論理 の困難を免れないものとなりかねないが、そういうことになるであろうか。そして、その点では「マルクス主 卓越したものといえる。だが、 から「損傷の制限」「十分さという制限」「労働の制限」という三つの自然法的制限を「貨幣の導入の同意」を さらに、いかにして人の身体の所有権、 マクファーソンの解釈にしたがうならば、個人的所有もいわゆる「所有的個人 したがって労働の所有権から「労働を譲渡する自然権」 ――ロックが個人的所有=「個人の自然的所

討しておくことが必要となろう。

見解」を意味し、 もなくて、自己自身の所有者(owner)であるとみなされた。 (person) ないし諸能力の所有主 (proprietor) であって、それらのために何ものをも社会に負うことはないという、 さて、マクファーソンが 「個人は一つの道徳的全体としてでもなければ、なおまた、より大きな社会的全体の部分としてで 「所有的個人主義」という場合「その所有的性質は、個人は 本 質 的 に、 所有 (ownership) の関係は、ますます多くの人たちに 自分自身の身体

とって、彼らの全可能性を実現する現実的自由と現実的見通しとを決定するところの、きわめて重要な関係となった

個人の本性の中にさかのぼって読み込まれた。個人は、自己の身体と諸能力の所有者であるゆえに自由である

と考えられた。 数の自由平等な諸個人となる。社会は所有主間の交換の諸関係から成り立つ。政治的社会は、この所有の保護の 秩序だった交換関係の維持のためとの、 諸個人自身の諸能力の、および彼らがそれらを使用して獲得したものの所有主として、相互に関係させられ 人間の本質は他人の意志への依存から自由であって、自由は所有(possession) 計画された装置となる」(『所有的個人主義の政府理論』、 の関数である。 藤野渉他訳、

社会を意味している。 「所有的市場社会モデル」=「労働能力の譲渡」—人間の労働が一個の商品となるところの資本主義的私的所有の したがって個人的所有が「所有的個人主義」の「所有性質」を共有するかどうかは、 個人的所

この定義はマクファーソンにあっては「単純市場社会」モデル=自己労働にもとづく個人的私的所

有

る以上

ため無

合同

出版、一三ページ)といわれるところのものである。

有と二つの私的所有、 そこで、これについてみてみると、まず、個人的所有と私的労働にもとづく個人的私的所有とでは、 個人的私的所有と資本主義的私的所有との関係を明らかにすることによって判明されうる。 ともに自己の

個人的労働にもとづく所有である点では共通であるが、第一、第二の性質=属性とそこから帰結される第五の性質=

、ルクスの個人的所有概念の意味

|教経済学研究第三九巻四号(一九八六年)

にたてば、個人的所有は、その内容に =属性をもつという点でいっそう相違している関係にあると指摘できよう。 したがって、マクファーソンは私的所有と個人的所有との区別を行なっていないが、 おいて、 商品交換と労働能力の譲渡=労働力の商品化を排除しているがゆえ 両者の範疇的区別という立場

に

「所有的個人主義」の「所有的性質」はもたないということができよう。

ロック解釈にあたって「個人的所有」という言葉を使用している もの

0 そ れ

かくしてマクファーソンもまた、

る。 されているところから、 は すなわちマクファーソンは、 7 ルクスのように、 ロックの所有論・所有権源論から「労働にもとづく所有」の論理を追放する にい たってい 私的所有の「自然法的基礎」のうちに個人的所有を読みとるのではなく、 次のように結論づける。 私的所有と同

る。 分自身の自然な労働でかち取りうるだけのものの領有)は、ロックによって心に抱かれたため して他人の労働の産物を領有する権利を私に与える賃金関係が自然的な秩序の一部であることを、当然のこととして たのである。 そこでロックが、 人道的な自由主義の現代的伝統の中で彼の理論に接近した人びとによってその中で読み込まれていたのである」 私は結論するが、 そこから結論されるように、領有するという自然権に対する第三の想定された制限 この制限を取り除いていたことは疑問の余地がない。 ロックは、 所有にたいする自然権の正当化を通じてずっと、労働が本性上商品であること、そ それは、 彼の心の中には存在しなかった しはなかったのであ (すなわち人が自

しかし、 マクファー ソンのいうように「労働にもとづく所有」=「人が自分自身の自然な労働でかち取りうるだけの

(同上、二四七ページ)。

主義思想の所有論の源流になりえたかという問題への理解を閉ざしてしまう点でも大きな難点を免れえないと考えら 解釈」としては、それがマルクスの解釈と異なるという点以上に、 する基本視角―私的所有と区別される個人的所有の位置づけを欠落させている限りでは、 設定されるべきではないかと考えられる。そして、この観点からすれば、 的私的所有、 困難」は、 性自体は解消されはしない。自由民主主義理論、 含意的な)仮定の明確化という解釈方法論からは、 本主義的私的所有の正当化論と断定しうるのであろうか。 伝統の中で彼の理論に接近した人びとによってその中へ読み込まれた」というように、ロックの所有論を全一的な資 )の領有」という原理は「ロックによって心に抱かれたためしはなかった」のであり「人道的な自由主義の現代的 それによってロック所有論の理論的矛盾・原理的不首尾性は理解されうるものとなったとしても矛盾・不首尾 マクファーソンのように「労働にもとづく所有」の原理を洗い流してしまうのではなく、むしろ資本主義 その一般的基礎をなす私的所有とその自然法的基礎・理念的基礎=個人的所有との対立・矛盾にお したがって資本主義の体制イデオロギーの内在的矛盾=「中心的な ロックの心中を上記のように推量することは当然であろうが、 マクファーソンの、 ロックの所有論がなぜ、 マルクスのロック所有論=所有権源論に対 理論家のインプリシット ロッ また近代社会主義・共産 クの マル クス主義的 (暗黙の、

. T

#### ヴ ェラーズ (平等派) と個人的所有論

れるのである。

ア社会の経済哲学であるといえるにしても、 ところでロックの所有論の全体的構造はまぎれもなく「ブルジョア社会の権利観念の古典的表現」でありブルジョ その所有権源論=個人的労働にもとづく所有としての個人的所有論自体

、ルクスの個人的所有概念の意味

五九

がブルジョアジー起源のものということになるであろうか

ーソン、前掲、一七二ページ)を主張しえたのは、レベェラーズ=平等派の人々であり、マルクスが、ロックの所有権源 たものである。 論において個人的所有と呼んだ所有論は、元来は、平等派の所有論であり、 してもっともラディカルに宣揚し「所有にたいする自然権を主張した最初の政治理論家であるという殊勲」(マクファ 知られているように自由・平等・独立な個人という理念を「人の身体の所有権」 ロックのそれは、これを継承して改変し 「労働の所有権」を基本的根拠と

に報いる一矢』(An Arrow against all Tyrants, 1646, 10・12)において、「人の身体の所有権」を「個人的所有 (individual property) と名づけている。 ちなみに、 ロックに先行して自然的所有論を展開したレヴェラーズのオーヴァトンはその小冊子 『すべての圧制者

によって与えられている。というのは、誰もが、彼は彼自身であるように、彼は自己という所有をもっており、さも る以上のことはないであろうし、さもなければ、何かそれ以上と思うかもしれない。もしそう思うの で あれ ば、私 い。私は△個人>でしかなく、私自身を、そして私自身の所有を享受しうるであろう。そして私自身を私自身と称す る人も私のもろもろの権利と自由を制する力をもたないし、また私もいかなる人のそれを制する力 をも もっていな する明白な違反と侮辱を犯すことになるのである。私のものと君のものは、このことがなければありえない。 おうと思うならば必ずや自然の、および人間と人間とのあいだの公平と正義の<諸規則>の、諸原理そのものにたい なければ彼は彼自身ではありえないからである。そしてこのことに基づいて、いかなる他の人も、 「自然におけるあらゆる個人には、いかなる人にも侵されたり奪われたりさるべきでないある個人的所有権が自然 何人かのものを奪 かな

うに 然に生をうけることによって、すべての人が生れながらに平等かつ一様に同様な所有権や、 存権>と特権を享受すべきだからである。まさにこれらのすべてを神は本来、 自然的、生得的な自由と所有権をもって(あたかもそれは各人の胸板に、決して消されぬように書き込まれたかのよ ているからであり、そしてわれわれは神から自然の手によってこの世に引き渡されるのであるように、 は |私がなんらの<権利>をももっていない他の人の<権利>にたいする侵略者であり侵害者である。 いるのであって、 われわれはまさにそのとおりに生きるべきであり、 あらゆる人が平等にかつ一様に彼 あらゆる人の自由に任せたのである」 独 文**、** および自由をもっ あらゆる人は なぜなら、自 の<生

平等派の所有論は 資本主義期の独立小生産者層の財産理論を表現したものといえる」(川中、前掲、四七ページ)といってよいとすれば、 そしてレヴェラーズ=平等派の思想が独立小生産者の思想であり、 「個人的私的所有」、『資本論』 の「本源的蓄積の歴史的傾向」でいうところの「労働者が自分の取 「労働による財産の説はイギリスにおける初期

(マクファーソン、同上、一五四―一五五ページより引用)。

り扱う労働条件の自由な私有者である場合」=「農民は自分が耕す畑の、手工業者は彼が老練な腕で使 いこ な す用具 そうだとすればレヴェラーズ=平等派の個人的所有論は、マルクスのロック所有権源論の吟味において改鋳されて 自由な私有者である場合」(前掲3)、 四三五ページ)の代表的な見解であったということができるといえよう。

概念的に純化されて継承されているといってよいと考えられるのである。 以上、 ロックの所有論においてマルクスが見い出した個人的所有論の検討と代表的なロック解釈家マクファーソン

の見解の問題点、 提起したロ ックの経済哲学=ブルジョア社会の経済哲学が、 ロックの個人的所有論とレヴェラーズの個人的所有論との関連についてみてきたので、ここで、当 なぜまた近代社会主義・共産主義の所有論の源流と

ルクスの個人的所有概念の意味

六一

なりえたのかという論点に関してもふれておくことにしよう。

的批判をみておこう。まず、「三大欠点」に関して、次のように言う。 できる」(一四九ページ)という視点から、ロック所有論の「三大欠点」=理論的な不徹底と矛盾と考えるものを提示 早稲田大学出版部)において、 し、示唆的な説明を与えている。やや長文にわたるが、ほぼ問題のポイントを尽していると思われるので、その論 初期社会主義者たちがかれの仮定を用いてかれのとは非常に違った結論に達しえたかということを、 ところで、この論点に関しては、J・プラムナッツが『近代政治思想の再検討』(■ロック~ヒューム、 「ロックの議論はどこに欠点があるのかということを調べることによって、 われ 藤原保信他訳、 われれ

それを使用する権利をかれに与えるとしても、 なのである。第二にロックが暗黙的に所有権という権利の中に包含している遺贈権は、生命と自由を保持する権利か は、それが実際にはまれである条件のもとにおいてのみしか意味をなさないがゆえに、不適切か不十分かのどちらか いてそれに労働を混じえるいかなる人ともそれを分けあわない権利をかれらに与えることにはならない ので ある」 らも、また、人びとがその労働を混じえたものをみずからの排他的使用のためにとっておく権利からも生 じ は し な そして第三に、たとえ人びとが何物かにその労働を混じえるということが、労働を混じえなかった者を除外して 「第一にかれが専有の上に課する制限、つまり何物をも朽ち は て た り荒れはてたりさせてはならないという命令 かれらが何物かに労働を混じえた最初の人間であるということが、続

だす力をもっているならば、なぜある種の労働だけであって、 このうち、第三の、ロックの「労働にもとづく所有」論は、 すべての労働ではないのか、 端的にいえば「もし労働が所有権に対する権利を生み 最初の労働者の特権が、

(同上、一三八ページ)。

労働は自分のものであるから、 ラムナッツは、この論理が賃労働についても適用されざるをえないことを承認している。 どうしてあとに続く者に対しては否定されているのか」(同、一四六ページ)という問いに集約されるものであるが、プ その必要はきわめてはっきりしているが、 の労働を売るより他に術のない社会秩序を正当化する必要から、 に対しても保証しなければならない権利であるからなのである。もちろんわれわれは労働者が生計をたてるためにそ 自然権であるならば、このことはそうであるにちがいない。というのも自然権はだれもが所有し、それゆえ政府が誰 かれに対してかれの要求を正当に拒否することはできないであろう。もし労働による専有権がロックの述べるように がかれの生産物を専有しようとしたとしても(あるいは、 るすべてのものを専有しているという理由だけで、この第二の権利を正当にも失うことはできないのである。 い。このことは真実であるが、わたくしの議論には影響を与えない。かれはかれの労働を売る権利を有するというこ -たとえこの別の権利が同様に自然権ではないとしても-そうすることによって他人はかれの(かれらの隣人の)分け前を侵害したことになるからである。 かれの労働を混えるものを専有する権利をかれから奪いはしない。 かれはそれをお金とひきかえに売る権利を有する とい う反対がなされるかもしれな しかしのその議論は健全ではない。 かれが共同の生産物の分け前を要求したとしても)、 ·保持しているということを示すことによっては**、** かれの労働をうる権利を主張してもよいであろう。 かれは、単に他人が専有するために存在す ひとつの自然権を失う者が別 「ロックのために、 たとえかれ 0 各人の )権利を それ

の喪失をわれわれは正当化しえない」(同、一五八ページ)。 なお、 ッ クの所有権源論の「長所」に関しては、 ロックが所有権を「自由への手段として理解していたこと」に

認め、 「あらゆる社会がその成員に対して保証すべきである権利 [·····]という意味において、所有権に対する自然

となのである」(同、一四九ページ)としている。 をももたないということは、 は、つまり、他人がいかにしてかれらに労働させるかということを決めるばあいにかれらの労働以外に売るべき何物 クに賛成できるであろう。人びとが隣人もしくは権威と争っているばあいに頼るべき何物をももたないと い うこ と 的権利について述べることは不合理ではなく有用である。たとえわれわれが社会主義者であっても、ここまではロ かれらの雇主が私人であれ、公共団体であれ、 かれらの自由が縮小されているというこ 'n

まさにこの、労働にもとづく所有の論理こそ、イギリスにおいてのみならず、ルソーによって、そして主としてルソ 売る権利を有するということが、 に貫徹させるならば、プラムナッツのいうように、賃金労働者=プロレタリアートについても「かれはかれの労働 で満ちあふれたように見える今日でも、依然としてだれをも侵害することなしに適用されうる」という規定を論理的 ーを介してフランスの社会主義・共産主義思想の成立の母胎となったということができるのである。 - 労働全収権の形をとろうと否と――引き出されうることは、けだし必然であるといわなければならない。 ルクスによる、 前引の「人間の労働の範囲と生活の便宜とによって適切に設けられた所有の限度」 かれの労働を混えるものを専有する権利をかれから奪いはしない」と が ١J ぅ 「世界が人 そして 主 一張が

ひとまず確定され、 マルクスの個人的所有概念の意味=概念内容とその理論的含意とパースペクティブは、 明らかにされたと考えられるが、それでは、最後に、これによるなら、いかなることが一応の小 上来の検討を通じて

まず第一は、マルクスの個人的所有の概念の基軸的内容は、共同的所有と区別される別のものであるが、それと両

括としていうことができるであろうか。

立しうる、人格的個人の自己の個人的労働による取得に も と づ く生産物の所有であると規定されうるものであるこ

において内属しているとみなしていたことが判明するのであって、それゆえ、第二に、 と、したがって、それは私的所有のうちにも、自然法として理念的に、かつ個人的労働にもとづく所有としての実体 《個人的所有の再建》 論争と

見誤っているという点においてマルクス解釈としては成り立たないといわざるをえないのである。 的所有=社会的所有」説は、その変種=類型の如何を問わず、マルクスが抱いていた個人的所有概念の基本的意味を のかかわりでいうならば、以上の検討からだけでも、社会的所有と個人的所有とを必竟、同一物に帰着させる「個人

(1) 『剰余価値学説史』のロック論におけるマルクスの個人的所有についての論述が、言及・考察されなかったのは、「マル ジ)といった断定――氏は、この時点では『フランスの内乱』における個人的所有の真実化の箇所を落としているが、この点 だけである」(福富正美「『アジア的生産様式論』と『大塚史学』」、山口大学『東亜経済研究』復刊第四集第二号、一九八ペー クスが『個人的所有』という用語をつかっているのは、『資本主義的生産に先行する諸形態』の引用箇所(=「ゲルマン的形 は、のちに平田清明氏がとり上げられ、自説に利用されることになる――などが先入見的認識をなしてきたことによるのでは 態」の箇所、引用者)と、「資本論」第一巻第二四章におけるこの箇所(=「いわゆる本源的蓄積」の最後の箇所、引用者)

(2) マルクスは『経済学批判』の第二章「貨幣または単純流通」「B 次のように特徴づけている 貨幣の度量単位にかんする諸理論」でも、 ロックを、

ないかと考えられる。

貸にたいしては商業家を、債務者たる国家にたいしては金融貴族を代表し、また自著の一つでブルジョア的悟性として証明し さえしたロック」(杉本俊朗訳、国民文庫、九五ページ)。 「あらゆる形態の新しいブルジョアジーを代表したジョン・ロック、労働者階級と貧民にたいしては工業家を、

では市民社会的『搾取』形態の擁護」「ロックが擁護しようとしているのは独立生産者——職人、商工業者(Trademan)、自作 いっそう具体的な特徴づけを与えている。まず浜林氏は「一方には封建的土地所有と前期的資本との攻撃、しかし同時に他方 このようなマルクスのロック評価をふまえてロックの経済思想の基本的性格を解明した浜林正夫氏、 種瀬茂氏は、

、ルクスの個人的所有概念の意味

構造的把握」一橋大学『一橋論叢』第三五巻第二号、一二二ページ)としたうえで、経済学史的には「ロックの経済論は、経 上層と Gentry 層」、同時に「農業資本家たる借地農業家」が主導的活動主体におかれていた(「ジョン・ロックによる経済の 大学『商学論集』第二二巻第六号、八九ページ)といわれる。種瀬氏もまた、 ロックの経済論に おい て「土地保有者」―― 本家および生産者としての二つのたましい』は ロックにもやどっていたといえよう」(「ロック経済思想の社会的基礎」 福島 農――およびその上層部としての借地農、生産的地主なのであり[……]労働者は基本的階級対立から除外されてしまう」[『資 | 農業における資本制生産の創設の時期に当たって、それを促進し自らもそれに従事しつつあった進取的地主階級(Yoemanry

分さという制限」を述べている箇所の引用はしていない。 と、それぞれ古典派経済学の中核的体系者にむかう理論的発展の展望を与えている」(一三四ページ)と結論づけられている。 - もっともマルクスは、いわゆる三つの自然法的制限—「労働による制限」、「十分さという制限」、「腐敗制限」のうち、「十

されたかれの理論的成果は、その一方の生産と価値・労働・私有財産の理論はスミスに、他方の経済構造把握の理論はケネーに 済社会の分析において流通の過程から生産過程への転回点にたっているということができる。そしてこの転回によって生み出

- が人間労働のみの独立した産物として現れるところに成立したものであったことに注意されたい」(田中正司『〔増補〕 ジョン あった」(鵜飼訳、五四一ページ)といっているように、アメリカ・インデアンの生活状態についての知識をその典拠として い』(大塚久雄『共同体の基礎理論』一九五九年、岩波書店、一二ページ)共同体的生産様式が崩壊して、人間の労働の産物 いる。その「ロック的な労働=所有の観念は、『人間自体さえもが大地に密着して生産の非有機的条件として現れざるをえな ロック研究』未来社、二〇三ページ)とみるのが妥当であると考えられる。 ロック自身は、その自然的所有=労働にもとづく所有論の歴史的根拠として「全世界は、初めはアメリカのような状態に
- 5 見いだされるのであるが、それは、まったく、直接的な事物をゲルマン語で表現し反省された事物をロマン語で表現すること にはまだしばしばイギリスの著述家たちのあいだでは "Worth" を使用価値、 ック『利子引下げ……の結果の諸考察』、一六九一年、『著作集』、ロンドン、一七七七年版、第二巻、二八ページ。)一七世紀 価値(natural worth) は、いろいろな欲望を満足させるとか人間生活の便宜に役だつとかいうその適性にある。』(ジョン・ロ 一節「商品の二つの要因、使用価値と価値(価値実体、価値量)」(注4)においても再説されている。「『およそ物の自然的 ロックが用いる Worth が使用価値を意味するものであることは『資本論』第一部第一篇「商品と貨幣」第一章 "Value"を交換価値の意味に用いているのが

を好む国語の精神によるものである」国民文庫⑴、七三ページ)。

家にも多かれ少なかれ継承されている。二○世紀に入って、たとえばバーナード・ショオはその『資本主義・社会主義・全体 本主義と社会主義を対比して、以下のように述べている。 主義・共産主義』(The intelligent Woman's guide to socialism, capitalism, sovietism and fascism, 1937.)において資 ヨーロッパ的伝統においては、私的所有と個人的所有の区別は、マルクスに見られるだけでなく、のちの社会主義的著述

ではこれはすでに人々が思っていたよりもはるかに大きな範囲にまでなしとげられているのであります。というのは資本主義 す。社会主義が私有財産と契約の自由を廃止するであろうというのは、このようにまったく真実でありますが、実際のところ 主として考慮し、どんな契約であっても人々が卑下しなければならなかったり、貧困のために早死するほどの労働をしたり、 (private right of property)を絶対に否認します。そしてあらゆる契約についても国家が一方の当事者として、国民の幸福を くる公憤のためにはしだいに譲歩して、これを緩和するためになし崩しに社会主義をうけ容れているのであります。 と社会主義との間における政治闘争は過去一世紀間までさかのぼっておこなわれており、資本主義もその悪結果から起こって 一方ではその労働の犠牲によって怠惰で濫費の生活をするようなことを、一瞬たりともゆるさないようにする こ とで ありま 「資本主義にたいして社会主義の主張は、政府の第一義務は所得の平等を支持して、いかなるものであっても財産の私有権

対するような不合理なものでなく、個人的所有の欠くことのできないことは認めており、かえってそれをずっと多く増やして perty)を、個人的所有(personal possession)のものの意味に混同してはいけません[……]。社会主義は、個人的所有に反 いこうとしているものです「……」。 ところでちょっと申添えておきますが、普通につかう私有財産という言葉(the common use of the term private pro-

すことも、ましてイギリスの法律では自殺を犯罪としている以上、それで自殺することも許されてはいないのです。あなたが ているということなのです。ですからあなたはそれをあなたの好きなようにすることはできないのです。たとえばあなたはそ 洋傘や食事を使用したり楽しんだりするのは、あなたの個人的権利ですが、それは厳格な社会的考慮によって制限されている の洋傘でわたしの頭をぶん殴ることは許されていないでしょう。またあなたの晩の食事に『猫イラズ』を入れてわたくしを殺 たの私有財産だ、とおっしゃいます。ところがそうではないのです。あなたはそれを一つの社会的条件のもとにおいてもらっ この区別をはっきりさせるために例をあげてみましょう。あなたは自分の洋傘は私有財産であり、あなたの晩の食事もあな

(personal property) であり、動産であるからというのです。こうなるとあなたも社会主義者が私有財産を少しでも早く廃し 許されるのかといえば、その答はつまり土地は私有財産である、法律家のいう不動 産 で あり、洋傘はたんなる 個 人 的 所有 わたくしの頭をぶん殴るよりもずっとよくない罪悪です。そこでなぜ洋傘でしては許されないことが、地主の土地については てもです。これらのことはなにも気まぐれな例ではありません。度々くりかえされてきたことなのです。そしてこれは洋傘で つくろうとするのを邪魔することもできます。そのわけは桟橋はあなたの寝室の窓からの眺めをわるくするからというので、 しつかえないことにもなっています。その他海辺にそった別荘の地所内には、その村が繁栄に便利なように汽船のつく桟橋を なるからという理由で、生まれたばかりの赤ん坊をかかえた女の病人を家から追い立て、雪のつもった街道に放りだしてもさ 中を立退かせて、かれらがいくところがなければ海の中へ追払ってもいいのです。また人間よりも羊や鹿を入れたほうが金に ものなのです。しかしもしあなたがイギリス本土やスコットランドの地方に土地をもっているとなると、そこに住んでいる連 たとえその寝室を年にものの二週間とは使わないにしても、あるいはまったく数年間もご無沙汰してしまっているものであっ

vate property)、私的契約を秩序だった世論にもとづく契約とし、平等が脅かされたときには警察が干渉し、産業と生産の完 が、社会主義の方では所得を平等にし、私有財産を完全な個人的所有にかえ(the complete substitution of personal for pri-地と資本の私有制を主張し、私契約を実行し、社会秩序を維持すること以外には国家に産業への干渉はさせないというのです 全な調整と取締りとは国家が行う、というのにあります」(藤本良造訳、角川文庫上巻、一六六―一六九ページ、一部変更)。 めのよい政治形態の実行の仕方――これはその規則といってもいいのですが――異なっているのです。それが資本主義では土 ショオの私的所有の個人的所有への変容論は「わたくし自身も『資本論』を読んで社会主義者になった」と言明し「カール 資本主義も社会主義も、どちらもその目的は人類のためにできうるかぎり最大の幸福を獲得するためにありますが、そのた

た方がいい、というのをきかれても、驚くには当らないでしょう。

私的所有を完全な個人的所有に転化させることにあることが明言されている。 によるものとも考えられなくはないが、ショオにおいても社会主義の目的は個人的所有に反対するところにあるのではなく、 と見なしても差支えありません」(下巻、九〇ページ)といった側面に照らすと、マルクスの個人的所有の再建論からの影響

・マルクスを軽くあしらうような人間は、マルクスを読んだことがないか、それともかれのような偉大な知的視野のない人間

さらにつけ加えていえば、個人的所有が存在する状態は、ロックの論理段階では共同社会は形成されているとしても、

とでの概念であることからすれば、個人的所有は、国家=政治的国家の不在をも前提としているということができよう。 治権力――国家は成立していない。すでにみたように個人的所有は共同的所有のもとで、私的所有もまた存在しない状態

8 念のため、ホッブスは、『リヴァイアサン』において与えている『人格』についての定義を引照しておく。

五三ページ) 物の語や行為を、真実にまたは擬制的に代表するものとして、かんがえられるような人である。」(水田洋訳、岩波文庫旪、二 「人格(person)とはかれの語や行為が、かれ自身のものとして、あるいはそれらの語や行為が帰せられる他人または他の

(9) したがって訳語問題について一言しておくと、マルクスが「個人的所有」を「人格的所有」と同義に用いてい た と すれ ば、「individuelles Eigentum」は「個体的所有」とか「個別的所有」ではなく、「個人的所有」がもっとも適切な訳語という ロックが person の用語をもちいる場合も、こうした意味を含ませていると思われる。

ことになると考えられる。

*ism*, Oxford 1970, pp. 197 et seq. のように、有効であるが、狭い基盤のうえにしかたっていない。そこでは、ロックの理論 作を、所有の個人主義から解釈するのは、C・Bマクファーソン C. B. Mcpherson、The political Theory of Individhal-ーソンのロック論の「狭隘性」を指摘している。「ロックによれば、その生産物は、その生産者に属するのである。ロックの著 L・クレーダーは『市民社会の弁証法』第三章「労働価値説の初期の歴史」において、上記と似た角度から、マクファ

訳、お茶の水書房、二七六ページ)。 は、所有および所有権の擁護としてのみとらえている。しかし、ロックによれば、所有にたいする権利は、労働と仕事によっ て確立されるものである。したがって、問題とされているのは所有権一般ではなく、直接生産者の権利なのである。」(河村望

クレーダーの価値論は、厳密にいうと問題があるといわなければならないが、上述の指摘は首肯しうる

てロック所有論の「解放の論理」としての二重性に関し、とくに、ロックの「労働による所有」理論それ自体のもつ収奪性に たとえば田中正司氏は、わが国においてもっとも全面的にロックをとりあつかった『〔増補〕 ジョン・ロック研究』に おい なお、わが国のロック研究においてもロック所有権源論の個人的所有の側面ははっきりつかまれていなかったようである。

その研究成果はすぐれたものと考えられるのであるが、こうした視角のせいか、氏のロック所有論もまたマクファーソンと 、ルクスの個人的所有概念の意味

同じくロックにおける私的所有と個人的所有の区別と関連という問題視角はみられない。

立教経済学研究第三九巻四号(一九八六年)

的結合状態から十分分離したものではなく、あくまでもパースンの基礎の上に、パースンの延長として考えられたもの」(二 なかで「ロックの展開した労働による所有の理論を前提とする労働は、いまだ必ずしも〔……〕労働の客観的諸条件との本源 すなわち、氏は『剰余価値学説史』のロック論を熟知しており参照をもとめているにもかかわらず、また、その論理展開の

二〇ページ)という認識をえているにもかかわらず、「個人的私的所有」と「個人的所有」とを同一視されておられる。 そういう点もあってのことであろうと推察されるのであるが、『現代の自由――思想史的考察』(御茶の水書房)において、

ロックを「排他的な専有権としての所有の自然権の観念を確立に導いた」(一〇三ページ)思想家と規定しながら、その結論

ク所有論に個人的所有論をみていたならば、この結論は、それなりにヨリ説得的なものになりえたのではないかと思われるの のである」(三二〇ページ)と、出所不明の「個体的所有」論をもち出されている。もし、氏がマルクスがみたように、ロッ 相互的交換に媒介された社会的交通の形成こそ、人間の類的共同性(ゲマインウェーゼン)実現への不可欠の道と考えていた において「近代の市民社会思想家は、各人がそれぞれの自己対象化活動の産物の所有者となる『個体的所有』の実現と、その